

令和 6 年 7 月 5 日

住宅局参事官(建築企画担当)付

建築物省エネ法に基づく気候風土適応住宅に新たに 3 仕様を追加

6 月 28 日に公布された建築物省エネ法省令および関連告示により、気候風土適応住宅の仕様追加等の見直しを行いました。あわせて、建築実務者等向けの「気候風土適応住宅の解説」を改訂し、公開しました。

- 建築物省エネ法の省エネ基準では、伝統的構法による住宅など地域の気候及び風土に適応した住宅で、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素（例：両面真壁の土塗壁等）を有する住宅（気候風土適応住宅）について、断熱性能の基準を適用除外することとしています。
- この度、2025 年 4 月に施行する省エネ基準の全面適合義務化に向けて、気候風土適応住宅の要件を定める告示を改正し、新たに 3 つの仕様（茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造り）を追加しました。（別紙参照）
- また、気候風土適応住宅に関する措置については、これまで当面の間の措置としていたところ、恒久的な措置に位置づけることになりました。
- これとあわせて、建築実務者等向けの「気候風土適応住宅の解説」を改訂し、今回の改正のポイントを図表等により分かりやすく解説しています。気候風土適応住宅を設計する際等にご活用ください。

<資料の掲載先>

建築省エネ法 資料ライブラリー：<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

<別紙>

気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充について

【問合せ先】

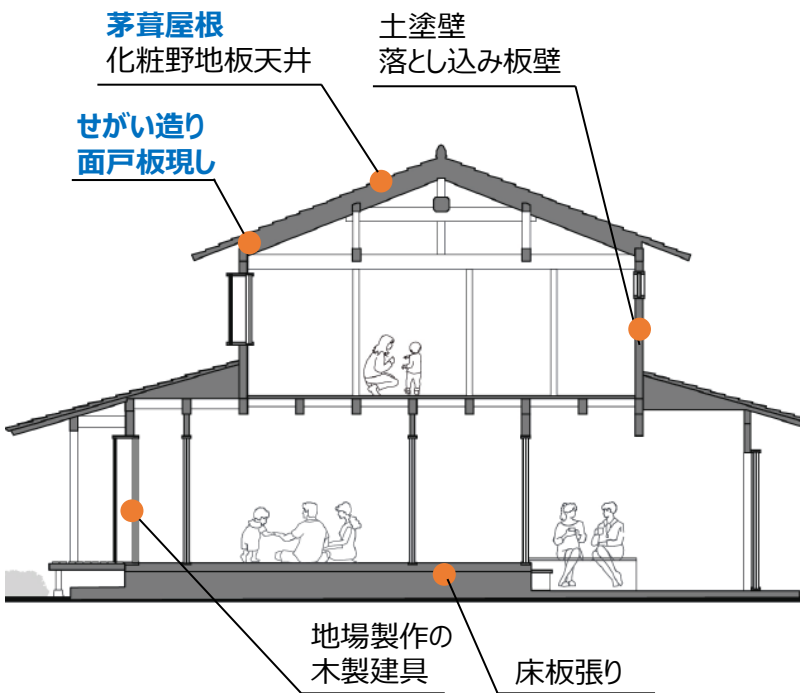
住宅局参事官（建築企画担当）付 尾内

電話：代表 03-5253-8111（内線 39-459）、直通 03-5253-8126

見直し方針の内容

- 国が定める気候風土適応住宅の要件として、現在対象となっていない茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造りを追加する。
- 追加する要素は、告示制定時の検討を踏まえ、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」（平成28年3月31日付技術的助言）表2において「外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例」として示された要素のうち、当該要素を実現するためには断熱施工が現実的に困難であるもの（仮に断熱施工を行った場合、当該仕様の持つ意味合いが損なわれてしまうもの）を対象とする。

○気候風土適応住宅に係る国が定める要件に追加する要素



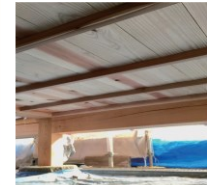
現行項目



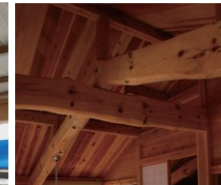
土塗壁



落とし込み板壁



床板張り



化粧野地板天井



地場製作の木製建具

追加項目



茅葺き屋根



面戸板現し



せがい造り